

# 郡山市立学校教育振興等事業補助金交付要綱

平成6年4月1日制定

平成15年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

[学校教育部学校教育推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育の振興を図るため、教育関係団体が行う事業に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者及び事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）及び事業（以下「補助事業」という。）は、別表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業者が行う補助事業に要する経費のうち、事務局の運営及び教科研究に係る費用とし、補助金の額は、対象経費の2分の1以内で予算の範囲内で定める額とする

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて郡山市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用してはならない。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(概算払い)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに規則第14条の規定に基づき補助事業等実績報告に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知する

ものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 郡山市立小・中学校教育振興事業補助金交付要綱（昭和60年8月15日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補 助 事 業 者	補 助 事 業
小学校教育研究会	小学校教育研究事業
中学校教育研究会	中学校教育研究事業
福島県学校緑化推進委員会郡山支部	学校緑化推進事業